

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>第2条 県営住宅等条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表県営豊間根アパートの項の前に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="179 571 1084 624"><tr><td><u>県営本町アパート</u></td><td><u>上閉伊郡大槌町本町</u></td></tr></table>	<u>県営本町アパート</u>	<u>上閉伊郡大槌町本町</u>	<p>第2条 県営住宅等条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表県営豊間根アパートの項の前に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1187 571 2092 624"><tr><td><u>県営上町アパート</u></td><td><u>上閉伊郡大槌町上町</u></td></tr></table>	<u>県営上町アパート</u>	<u>上閉伊郡大槌町上町</u>
<u>県営本町アパート</u>	<u>上閉伊郡大槌町本町</u>				
<u>県営上町アパート</u>	<u>上閉伊郡大槌町上町</u>				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。